

中心となる。

したがって、事業者は環境影響の評価及び環境保全措置の検討において、「実行可能なより良い技術」に関して行った検討の経緯（上記ア及びイにおける検討を含む。）、検討手順、具体的な検討方法、検討対象となった技術、採用しようとしている技術とその理由、評価書公告後に計画熟度が上がり更なる検討が必要となる場合等の方針や考え方等について、準備書及び評価書に明記することが必要である。

エ 環境影響評価手続終了後から施工までの段階

環境影響評価の実施段階から不明確だった点が明らかになったり、計画熟度が上がることなどにより、環境保全対策の検討が可能になることがある。また、「より良い技術」も科学技術の進展により変化するものである。

このため、特に環境影響評価手続の終了後から施工までの期間が長い事業においては、環境保全対策の詳細について施工の段階で改めて整理する必要がある。

なお、このような検討についてはあらかじめその方針を評価書に記載しておくことが求められる。

オ 供用開始後の段階

環境影響評価書に記載された事後調査の実施や供用に関する事業者と地元市町村等との間に締結される環境保全協定等により、供用後も事業者は環境影響のさらなる回避・低減に努めることになる。このとき、事業者には供用後も「より良い技術」の導入可能性の検討を行うことが望まれる。

なお、このような検討についてはあらかじめその方針を評価書に記載しておくことが望まれる。

(7) 「実行可能なより良い技術」の検討手順

ア 対象とする工程とその技術の抽出及びそれぞれに関する環境負荷の把握

- ①既存の法規制の対象に限らず、環境への影響があると考えられる項目については幅広く検討対象とすること。
- ②「実行可能なより良い技術」の導入の検討に当たっては、その検討範囲は、出口に関する環境保全対策等の技術だけでなく、施設自体の構造や運用等の上位のプロセスも含め、広く捉えること。
- ③事業を個別の工程に分解して検討しつつも、常に事業及び環境負荷の全体像を意識しながら、環境負荷を発生する工程等の抽出を検討すること。
- ④抽出された工程を変更する場合の環境影響評価の手続について確認すること。

イ より良い技術の把握

- ①導入が考えられる技術・工程等の技術情報を幅広く把握すること。
- ②将来開発予定の技術については、検討の「時点」を環境影響評価の実施時点だけに限定するのではなく、事業の施工開始まで視野に入れること。

ウ 地域環境特性の調査

- ①地域環境特性によって導入すべき「より良い技術」は、地域の環境や社会の状況に応じて要求される性能も様々であることを踏まえ、技術の導入検討に必要な十分なデータを入手すること。

②地域住民の求める地域の環境の将来像に配慮すること。

エ 導入対象となり得る「より良い技術」案の選定

①事業の全体像を踏まえ、検討すること。

②より良い技術を選定する際には地域環境特性の調査結果を反映させること。

③第1に、環境保全上の効果の面から導入すべき技術を検討することとし、その上で実行可能かどうかを検討すること。

④選定に当たって、その技術の効果を検討する等のために予測を行う場合は、できる限り定量的、客観的な手法を用いて行うこと。

⑤それぞれの技術の導入により達成可能な定量的目標を明らかにすること。

⑥実行可能なより良い技術の導入効果を予測する時期についても、十分な検討を行うこと。

オ 実行可能性の検討

①環境面での必要性と実行可能性を併せて検討すること。

②科学的知見については、着工までのスケジュールを考え、着工までに実行可能な範囲で検討すること。

③施工性については限定的なものとするとともに、より客観的に説明すること。

④経済性については、地域の特性から必要とされる環境保全対策の程度や、排出される物質の有害性等から相対的に判断すること。

⑤実行可能性を規定する要素は事業特性や地域特性に応じて検討する必要がある。

⑥着目している環境要素だけでなく、他の環境要素との関係を踏まえて、優先すべき環境要素を検討し、また、事業による環境影響を全体として回避・低減するような技術の導入を検討することが必要である。

カ 準備書への記載

①「実行可能なより良い技術」の検討方法、検討内容、検討結果について、次の事項を準備書に記載すること。

- ・ 検討対象とする項目と検討手順〔項目・手法〕
- ・ 対象とする工程とその技術の抽出及び環境負荷の把握〔事業の内容、予測〕
- ・ より良い技術の把握方法及び把握結果〔環境保全措置〕
- ・ 環境特性の把握方法及び把握結果〔調査〕
- ・ 「より良い技術」案について、その性能、効果についての検討方法及び検討結果〔予測〕
- ・ 「より良い技術」案について、その検討の考え方、結果、経緯、選択した理由〔評価〕
- ・ 実行可能性の検討の考え方、検討方法、検討結果〔評価〕
- ・ 長期的な環境保全措置、今後の検討方針（評価書公告後に計画熟度が上がる場合の方針や考え方等）〔環境保全措置、事後調査〕

②具体的に示し、地域住民等に対して客観的な情報を提供すること。

③実行可能性についてその範囲や限界等、事業者の考え方を明示すること。

④今後の方針等についても、併せて記載すること。